

Ārya-Vimuktasena: Abhisamayālaṃkāra-Vṛtti (IV)

磯田 熙文

(本稿は、Ārya-Vimuktasena: 『Abhisamayālaṃkāra-Vṛtti』の翻訳であり、前稿(『文化』第45巻第3・4号所載)を承ける。翻訳の底本として、C. Pensa ed. 『L'Abhisamayālaṃkāra-vṛtti di Ārya-Vimuktisena』1967を用い、チベット語訳(D. No. 3787, P. No. 5185), N. Dutt ed 『The Pañcaviṃśatisāhasrikā Prajñāpāramitā』, そのチベット語訳(D. No. 3790, P. No. 5188), 更に、経部所収『二万五千頌般若』(D. No. 9, P. No. 731), 玄奘訳『大般若波羅蜜多經』第二会(大正7)等を対照した。)

3. 順決択分 (nirvedhabhāgīya)

順決択分を述べよう。一体、これらについて何が云われるべきかというならば、声聞などよりも四つの点で勝れていると云えるであろう；所縁の殊勝、行相の殊勝、因の殊勝、摂持 (samparigraha) の殊勝である。後に(第五章で)述べるであろう見道と修道とにおいて断ぜられるべき所取と能取の四種分別と(この順決択分と)の関連も述べなければならない。順決択分のいずれにいずれの分別が対置されるかということ、それぞれの下・中・上位の区別も述べなければならない、というならば、そのために二偈が説かれる。

救済者・菩薩には、所縁の故に、行相の故に、因の故に、煖などが各自に応じて四種分別と関連して、上・中・下位に分かれたものとして、声聞・独覚達より勝れた(順決択分)がある。//25, 26//⁽¹⁾

この様に(前述の)教授・教誡の行を持つ者には、聞・思・修によって信などの特相を持つ順解脱分の最勝に達した善根から、修習所成の煖位 (ūṣmagata)

といわれる順決択分の善根が生ずる。無分別智の火が（生ずる）前兆の相であるから、煖位である。それから、頂位 (mūrdhagata)。それから (p. 54) 忍位 (kṣāntigata)。それから世第一法位 (laukikāgradharma) がある。

煖の下品に関して、所縁の殊勝性は四聖諦の非常 (anityatā) などの行相を所縁とするからである。行相の殊勝性は苦と集の二諦の無執着 (anabhiniveśa) などが行相であるからである。これに関する経（文）は「長老舎利子よ、こゝで菩薩摩訶薩は、色は無常である、色は苦である、色は空である、色は無願であると貪著し、依住し、了知する、これが、長老舎利子よ、菩薩摩訶薩の隨順的な法に対する渴愛であり過失である。……」と⁽²⁾ 説かれる。以上が先ず、苦諦（に関する）所縁と行相の殊勝性である。

集諦（に関する）所縁と行相の殊勝性は、「同様に色は捨てられるべきであると、これにより色が捨てられるべきことに貪著し、⁽³⁾」と説かれる。そのうち、苦・集二諦は無常をもって所縁とする。無貪著などをもって行相とする。何を述べるのか？ 実に声聞は質礙などの特相の事物を縁ずる。それは無常などの諸行相を持つ、何故なら我見に対する能対治であるからである。更に菩薩は無常などの特相の事物を縁ずる。それは無貪著などを行相とする、何故なら法見に対する能対治であるからである。こゝで無相などを述べないのは、流轉門に依って二諦を述べようとしたからである。無相は大乗における滅と道の二諦の行相であるからであって、何でも無相がある道によって分別の相として否定排除されるとせられるからである。しかるに、寂靜の行相をもって無相があると説かれる、それは事物の相に関連する声聞道に依るものであるから、これはそれと矛盾しない。無貪著などが行相であると説かれる、こゝに觀察せられる。もし先ず貪著のないことが無貪著であるというなら、その様な場合には（それが）ないのであるから能対治としては理に合わない。そこで、何でも貪著がなければ眼などに関して過失が附随するというなら、所対治のあるが如くにその様に貪著がある。能対治のあるが如くにその様に無貪著がある。どの様

に所対治が (p. 55) あるか、という、丁度非諦の分別により等起した有と非有との二つの把握がある様にてある。どの様に能対治があるか、という、丁度その両者が無い様にてある。また、どの様にその両者の非有があるのか、という、まさにすぐ後に説かれよう、「長老舍利子よ、もし、その非心ということに関して、存在性あるいは非存在性が存在しないあるいは知覚されないならば、しからば非心なる心、それが存在するのか(ないのか)という質問(自体)、理に合うものだろうか(ない)といわれる。それによって建立することも、知ることもない。⁽⁴⁾」と云われる。

滅と道の二諦に関して、煖位の所縁と行相の殊勝性について「滅はこの様に作証されるべきである、これをもって滅は作証されるべきである、道はこの様に修せられるべきである、と執着せずに……⁽⁵⁾」と説かれる。そのうち「この様に」という(句)により四諦の各々の四行相が説かれ、「これにより」という(句)によりその資糧となる諸菩提分が説かれるのである。ここで、滅と道とは無相解脱門を云うのである、(その)相とは三種である：雑染と清浄との諸法に依止すべきまた依止すべきでないとの執着の相と、行ずべきまた行ずべきでないことを(各々)学ぶと学ばないこととの依持の相と、布施などの諸波羅蜜とその波羅蜜でないことなどに(関して)方便善巧と方便善巧でないことを了知する相とである。これらと違背したものととして、無相を説くために、「これは雑染である、これは清浄である、これらの法は依止されるべきものである、これらは依止されるべきでない、乃至「これは善巧方便である、これは善巧方便ではない、と執着する、依持する、了知する。これが菩薩摩訶薩の随順的な法の渴愛であり、過失である。……⁽⁶⁾」と説かれる。随順(anuloma)は証得の法に対する渴愛である。随応(anukūla)は、随順の法(anulomikī dharma)の渴愛であり、過失は煩惱の意味である。しかし証得の法に随応する渴愛は、菩薩の頂の過失である、と云われる。これに関して「長老舍利子よ、菩薩摩訶薩は六波羅蜜を行ずる場合に善巧方便を知らずに三解脱門に依止して声聞地と

独覚地に入らず菩薩の離生 (nyāma) にも入らない, (p. 56) これが菩薩の頂の過失であると云われる。⁽⁷⁾」と説かれている。「また、菩薩の離生とは何か？ 内空をもって外空を見ない」、乃至、各々 (すべての) 空性をもって相互に (空性を見ないと) 否定することによって説かれ、これによって自性の相を滅することにより、滅 (nirodha) (による) 無相性を説くのである。道 (mārga) もまた、こゝでは無明である、と云われるのが、「この様に学ぶことにより、色を理解すべきである、それをもってまた慢心を起すべきではない」、乃至、「十八不共仏法を理解すべきである (それをもってまた慢心を起すべきではない)」、乃至、「菩提心を理解すべきであり、それらをもってまた慢心を起すべきではない⁽⁸⁾」と。この慢心の相の非有をもって道は無相である、と道諦の所縁の殊勝性が述べられた。しかし、船 (筏) の譬喩によりそれも捨て去られるべきものではないのか？ (即ち)「それは何故かというならば、その心は非心である、心の自性は本性上浄明である (prakṛti-svabhāva) からである。⁽⁹⁾」と説かれる。単に有るとの施設にも耐えられずに「長老舍利子よ、では一体、その非心ということに関して、存在性あるいは非存在性があるのか、知覚されないのか、と説かれる (それらの) 問いは不合理である⁽⁴⁾」から (と云わ) れる。では、この非心とは何か？ というならば、「舍利子よ、では非心とは非変異のものなのか、無分別なのか？⁽¹⁰⁾」、乃至、一切法は非変異であり無分別であることによって、非心が法性の異門であることを説き示すために、(経に説かれたのである)。

(以上) 四諦の所縁と行相の殊勝性を説き了った。

煖位の因の殊勝性に関して、「声聞地においても、それは何故か？」と説かれる。何でもこの様な特相をもった煖位 (の因について)、「即ち、この般若波羅蜜において、三乗が詳細に説かれる、諸菩薩摩訶薩は (その三乗即ち) 声聞地 (p. 57) 独覚地、菩薩地を学習すべきである⁽¹¹⁾」と、この様な特相を持った煖位が三乗証得の因であると説かれている。

摂持 (samparigraha) の殊勝性は、善巧方便と善友を特相とするものである。分別との相応関係は後に述べよう。

以上、先ず、煖の下位である。

(煖の) 中位は、「世尊よ、私は色の増と減 (āya-vyaya) を知覚しないし見ることもない⁽¹²⁾」、乃至、すべての佛とすべての法の真如との増・減を了納せず見ないということをもって (煖中位の) 所縁 (ālambana) の殊勝性 (が説かれる。すべての名称は非存在であるから、定住も定住のないこともないということによって、と (云われるのが) (煖中位の) 行相 (ākāra) の殊勝性である。そこで、煩惱を離れるから、遠離した (viviktasya) である。事物の滅の故に、寂靜の (śāntasya) である。自身不生であるから、不生起の (anutpādasya) である。彼岸に超越しているから認知し難いので、非顯現の (aprādurbhāvasya) である。諸々の聖なる補特伽羅は前世得の不浄を離れているから、不染汚の (asaṃkleśasya) である。有情を知覚しないから、不浄の (avyavadānasya) である。諸々の聖法の因であるから、法界の (dharmadhātoḥ) である。他のものに変容しないから、真如の (tathatāyāḥ) である。無顛倒の極に達するから、真實際の (bhūtakoṭeḥ) である。如何なる聖者の作ったものでもないから、法住性の (dharmasthitāyāḥ) である。このうち、‘増’は生起、‘減’は滅である。‘知覚しない、見ない’の二句は、無所縁の行相の修習であり、勝解して対象とする (縁ずる) 作意と、真意を見る作意とに関わるものであると知るべきである。「世尊よ、何でも名称は、(定住的のものではありません) 定住的でないものでもなく、定住を離れたものでもなく、(定住を離れないものでもありません)。それは何故かと申しますと、その名称は非存在のものですから、⁽¹³⁾」と (説かれる) そのうち、定住性 (stḥiti) は相続 (prabandha) に似たものである。定住を離れた (viṣṭḥiti) は相続に似ないものである。

(煖の) 上位は「世尊よ、法の世俗的な施設 (sāṃketikī prajñāpti) 即ち菩薩という (言葉) は⁽¹⁴⁾」、乃至、詳しく「諸仏法と表現されるその名称が善と

して、あるいは不善として」、乃至、「有として、あるいは非有として表わされるべきものではない。即ち例えば夢」(p. 58) より、乃至、「化作されたもの(nirmitaka)」といわれる名称に到るまで、如何なるものをもっても表現されえないものです」より、「菩薩摩訶薩はこの様に行ずる時に、心怯弱とならず、悔過せず、怖畏せず、驚怖しない等により、一切相智性に出離するでしょう。」とまでに(詳しく説かれる)。これは順解脱分とは如何なる違いがあるのか？という、見道に極近い無間という点である。ūsmagata(煖位)という、gata という表現は下・中・上の三類を知らしめるため、あるいは、下根などの補特伽羅の区別に関しても、これの所縁などの区別⁽¹⁵⁾をしらしめるためである。mūrdhagata(頂位)なども同様であると云われるべきである。しかるに、煖位は四諦の十六行相を所縁として持つといわれ、煖に基づいて頂があり、その(行相)も同様である等と(説明される)。それはどの様にあるのかというと、hāra(瓔珞)とvihāra(僧院)とが同じ特相のものかどうか、これはまったく別の発想(prasthāna)である様にである。煖位を説き了った。

頂位を述べよう。これらの因と摂持との殊勝性と、分別との相応とは、先の様に理解すべきである。忍位と世第一法位についても頂位と同様であると(知るべきである)。

そこで頂位の所縁の殊勝性に関しては「世尊よ、更にまた、菩薩を般若波羅蜜を行ずる場合に、色に住すべきではない⁽¹⁶⁾」、乃至、一切法に住することを遮遣する旨が(説かれ)「それは何故か？ というならば、世尊よ、即ち色は色として空である」、乃至、諸法についてその状態を遮遣する、と(説かれている)。(頂位の)行相の殊勝性は、「何でも色の空性それは色ではありません。空性と別に色があるのでもありません⁽¹⁷⁾」と、諸法とその空性とが相互にその自性としての行相の区別をもって(説かれ)「それは何故かという、色即ち空、空即ち色と、諸法とその空性とが相互に(一)自性であると賛同する」ことをもって(説かれている)。そこで、先の(色即ち空)により、常住の辺を遮遣し、

後 (p. 59) (空即ち色) により、断滅の辺を遮遣する。更に、四諦に関して、苦諦の場合に不住 (asthāna)・所縁の殊勝性について「世尊よ、かの菩薩摩訶薩は般若波羅蜜を行ずる場合に、色は無常であると住してはならない。⁽¹⁸⁾」乃至、「色は寂靜であると住してはならない」と詳しく (説かれ)、「それは何故かという、世尊よ、即ち色の無常性は無常性という自性として空であり、」と (説かれている)。この場合、‘住する’は、事物を所縁とする心 (cetas) が (それに) 依止することである。そこで、住することがない場合にその場合には太過の失となろうというならば、無執著 (anabhivēśa) を説明した場合と同様にこゝでも見られるべきである。(頂位の) 行相の殊勝性は: 「世尊よ、無常性の空性それは無常性ではない、空性と別に無常性があるのでもない」と (説かれ); 無常性などとその空性とが相互にそれらを自性とする行相の殊勝性として; 「それは何故かという、即ち世尊よ、無常性即ち空性、空性即ち無常性」と (説かれ)、その両者が相互に一自性であると賛同することをもって (説かれている)。そのうち、無常のものは非有のものである。苦なるものは不生のものである、従って、無常性と苦性との両者と空性とは相互に一自性である。そうでなければ、有為法の共通相が無常性であり、有漏法の共通相が苦性である、従ってその一切の二共通相と空性との相互の遍充は矛盾するであろう。また、無常なる遍計所執の妄分別された事物はまさに無常性であり、苦性はまさに苦である、事物と空性との相互の遍充がまさに認められるから過失はない。

同様に、集諦に関して、因・集・生起・縁とその (集諦の) 行相に依止した所縁と (その) 行相との殊勝性が述べられるべきである。

滅諦に関して、真如 (tathatā) などに無住である (などの) 所縁の殊勝性は「般若波羅蜜を行ずるかの (菩薩) は真如に住すべきではない⁽¹⁹⁾」、乃至、「實際 (bhūtakoti) に住すべきではない、それは (p. 60) 何故かという、即ち世尊よ、真如は真如の自性として空性です」等と説かれる。そのうち、事物との結びつきを離れた真如を思念して、それが自性上空性であると知るべきである

(何故なら) 事物があればそれに(真如が)施設されるからである。(頂位の) 行相の殊勝性は、「世尊よ、真如の空性、それは真如ではありません。空性即ち真如です⁽²⁰⁾」等(と説かれる)。そのうち、「真如の空性、それは真如ではない」とは、(事物との) 結びつきを離れた真如は施設されたものだからである。また、「真如と別に空性があるのではない」とは、施設されたものは勝義として空性であるからである。そこで、変容しないという意味で *tathatā* (真如) である。邪見により作られたもの(それ)の能対治として *śūnyatā* (空性) である。区別して分けられないという意味で *dharmatā* (法性) である。*dharmadhātu* (法界) は先の如くである。一向 (*aikāntika*) に出離するという意味で *dharmaniyamatā* (法の決定) である。*bhūtakotī* (実際) は先の如くである。

道諦に関して、無住・無現行の意味により所縁の殊勝性が「世尊よ、もし色に住するならば彼は色の現行を行ずるのであって般若波羅蜜を行ずるのではない。⁽²¹⁾」と、乃至、「それは何故かという、現行を行じている時には般若波羅蜜を把握していないのです……」と説かれている。行相の殊勝性は「それは何故かという、即ち世尊よ、色が把握されていないのです、色を把握していない場合に、それは本性上空性であるから色ではありません」と、色などを把握しない場合にその状態を否定することによって(説かれている)。これは菩薩摩訶薩の“一切法無把握”と名づける三昧輪 (*samādhi maṇḍala*) である、といわれるのが頂位である。そしてまた、それぞれ別個の三昧聚を引発するから *maṇḍala* である。*vipula* (広大) は法界広大であるからである。*puraskṛta* (前に置く) は所縁と行相との殊勝性をもって前に在るからである。*apramāṇaniyata* (無量として決定) は一切相智性に決定しているからである。すべての声聞・独覚の及ばないところ (*asaṃhārya*) であるとは如説の所縁と行相、因、摂持の殊勝性によってである。一切法無把握とは無間の如く、「世尊よ、その一切相智性は内空性によって把握されません……⁽²²⁾」と説かれている。これが先ず、頂の下位である。

(頂の) 中位は：(p. 61) 「何でもそれは何故かという、即ち世尊よ、一切相智性は相 (nimitta) として把握されるべきではありません、何故なら、相は煩惱 (を生ずるもの) だからです。では一体、相とは何かという、色が相であり、受が相であり……⁽²³⁾」と (説かれる)。そのうち、色相は色の相であり、それは無常である、あるいは常住であるに行ずる場合には般若を行じていないのです。」と (後に) 説かれるからである。相は菩薩の煩惱であるから、無相が所縁の殊勝性である：「たまたもしも般若波羅蜜を相として把握すべきであるならば、遊行者 Śreṇika は (仏の) この教えを信ずるには到らなかったでしょう。⁽²⁴⁾」乃至、「彼は如何なる法も把握しない、(何故なら) 相に対して無作意であるからです。」と (説かれている)。行相の殊勝性は：「彼はその智を内なるものと見ない」、乃至、内等においてその智を見ないと否定する別の同義語に賛同する行相の殊勝性が (説かれ)、「それは何故かという、一切法を能取しない、捨てない何でもそれが般若波羅蜜です。⁽²⁵⁾」との根拠の適用によって説かれている。そこで、Śreṇika の例えは彼が津梁 (tirthika) との接触により不信仰であっても、専ら理解力のみによってその (教えの) 意味を現に理解する証人として知らしめるためである⁽²⁶⁾。

(頂の) 上位は、「更に、世尊よ、菩薩は般若波羅蜜を行ずる場合に、この般若波羅蜜が如何なるものかを考察すべきであります、⁽²⁷⁾」(即ち) 色等の蘊界処のうちの (いずれか) との意味である。「この般若波羅蜜は誰の、」(即ち) 我 (ātman) のあるいは法のかとの意味である。「この般若波羅蜜はどの様にあるのか、」(即ち) 実か徳か作用か類かとの意味である。そして「法は存在せず、知覚されない何でもそれが般若波羅蜜ですか」、乃至、すべての法の非存在と無知覚ということをもってその自性を考察する (その) ことにより、所縁の殊勝性が説かれている。行相の殊勝性は：「長老 (p. 62) 舍利子よ、色は存在しない⁽²⁸⁾」、乃至、「内空などの故に一切相智性は存在しない、知覚されない、この様に行ずる菩薩摩訶薩は心の倦怠も後悔も怖畏もないから、般若波羅蜜と不離

であると知るべきである。」と。頂位 (mūrdhagata) を説き了った。

忍(位)は一切法の無自性を所縁とするから、(その)所縁の殊勝性が「長老舎利子よ、色は色の自性を離れている⁽²⁹⁾」、乃至、「それは何故かという、長老舎利子よ、色の自性は非存在である。」等と説かれている。特相の自性 (lakṣaṇa-svabhāva) と自性の特相 (svabhāva-lakṣaṇa) とは相互にその自性を行相としているから、行相の殊勝性が：「長老舎利子よ、特相の自性と特相とは離れている、自性も自性の特相と離れている。⁽³⁰⁾」と説かれる。そのうち、特相は共通 (sāmānya) であり、自性は別の特殊 (anyo viśeṣaḥ) である。その両者が相互に自性を異にしている場合には、如何なるものにも如何なる特相もない、(両者に)結合がない (asambandha) からである。相互に随順する (anyonyānugama) のであれば、特相づけられるものと特相づける特相とを施設建立することは理に適っている。これが先ず、忍の下位である。(忍の)中位の所縁の殊勝性は、一切法の不生と不出離 (aniryāṇa) とであり、「長老舎利子よ、即ち一切法は不生・不出離である。⁽³¹⁾」と説かれ、「長老舎利子よ、色は色の自性として空であり、その生起も出離も知覚されない。」等と説かれる。異熟生の清浄を得ることを行相とすることから、行相の殊勝性が、「か(の菩薩)は食欲を伴った心を起こさない。⁽³²⁾」、乃至、一切の煩惱を伴った心を起さぬが故に身などの清浄を証得するということをもって、又、化生のもの (upapāduka) が他の国土に (p. 63) 渡り、それを浄化し、有情を成熟することをもって、正等覚まで、仏と離れないということをもって説かれている。更に、その清浄は三種の超過 (samatikrama) にまとめられる(そのうちの)異熟の超過として、「彼は一切相智性に漸近していく程に(次第に)、身・語・心・特相の各清浄を証得する。」と説かれる。悪趣の因の超過として、「彼は食欲を伴った心を生ずることはない……」と説かれる。退失(減少：parihāṇi)の超過として、「彼は決して母胎に生まれることがない。常に化生のものである……⁽³³⁾」と説かれる。(忍の)上位の所縁の殊勝性としての一切法無相の加行は、「もし色を(常住と

して) 行ずるならば、(それは) 相 (nimitta) を行ずるのであって、般若波羅蜜を行ずるのではない。もし色を常住あるいは無常として行ずるならば、相を行ずるのであって、⁽³⁴⁾」とより、乃至、「私は般若波羅蜜を行ずると(して行ずるならば、行うことを) 所縁として行ずるのであって、(それは大菩薩の) 方便善巧であると知るべきです。」と説かれる。一切法に依らず勝解せず想を取らない行相としての(忍の上位の) 行相の殊勝性は、「か(の菩薩)が般若波羅蜜を行ずる場合には、色に依らない、勝解しない、想を取らない⁽³⁵⁾」、乃至、「それは何故かという、善巧方便の摂受するところにより、更に、何でも空性それは色ではない、また、空性と別に色があるのでもない。色と別に空性があるのではない」とより、色などとそれらの空性とが相互に(一) 自性であると認める(つまり) 輪廻と涅槃とに無住であることを説示する意味をもって(説かれ、また、「か(の菩薩)は般若波羅蜜を行ずる時に、もし何らかの法を認知するならば般若波羅蜜を行ずるのではない。認知する、認知しない、認知することもなく認知しないこともないならば、般若波羅蜜を行ずるのではない」とより、乃至、「それは何故かという、即ち般若波羅蜜は非有を自性とし」、「菩薩はこの様に行ずるならば、一切相智性に隣近する⁽³⁶⁾」とまでに説かれる。最上法を忍ずるから、諸忍である。忍位を説き了った。

一切法不生、首楞嚴、宝印などの速やかに無上正等覺の因としての (p. 64) 三昧を所縁として、諸(世) 第一法位の所縁の殊勝性は「一切法不生と名づける三昧は、⁽³⁷⁾」とより、乃至、「百餘の三昧を主とした無量の三昧の説示をもって(説かれる)。三昧の功能作用としての行相をもって、行相の殊勝性が「そのうち、首楞嚴と名づける三昧は如何なるものか? その三昧によって一切の三昧の行境を感受する⁽³⁸⁾」とより、乃至、一切の三昧の各々その作用を説示することによって(説かれる)。これが先ず世第一法の下位である。

中位の、授記を得ることとしての所縁の殊勝性は、「長老舍利子よ、(これらの諸三昧により伺察する) 菩薩摩訶薩は前世の諸如来・阿羅漢・正等覺者によ

り授記された⁽³⁹⁾」等と説かれる。三昧の無分別の行相をもって行相の殊勝性が「また彼（菩薩）はその三昧によって、“私は入定している”，と入定するであろう，入定してしまった，入定するとの慢心を起さない。この（菩薩）にはこれらすべての分別がなく，知覚されることもない。⁽⁴⁰⁾」と（説かれる）。

上位の，般若波羅蜜などが相互に（一）自性であるという所縁の殊勝性は，「即ち，長老舍利子よ，般若波羅蜜も三昧も菩薩も別のものではない。菩薩即ち三昧である。⁽⁴¹⁾」等（と説かれる）。三昧が無想を行相とすることによって，行相の殊勝性は，「長老舍利子よ，かの善男子はその三昧に対して想を起さない。如何に想を起さないのか？ 分別しないあり方である。如何に分別しないのか？ 一切法が非存在であるとしてである。⁽⁴²⁾」と（説かれる）。世間的のものであって，無漏の諸法をもたらす最上のものであるから世第一法（laukikāgradharma）である。これは，出離するであろう，不離である，隣近する，速やかに神通と三昧を得る，という四つの標挙の句によって順次に，四種順決択分の意味を述べていると知るべきである。

この拈げて詳しく（pratāna, 舒）述べられた所縁と行相の要摂は（次の）七偈である：

（煖の下位の）所縁は無常などで，（四）諦の所依である。その行相は貪欲などの滅である。三乗を得るための因である //27//

（p. 65）（煖の中位は）色などの増と減である。（上位は）施設と不可説である。（頂の下位）色などに住しない。それらはその自性として無自性である //28//

（頂の中位）この二（色などと無自性）は相互に一自性のものである。そ（色）の無常などに住しないこと，それらはその自性として空である。これらは相互に一自性である //29//

（頂の上位）諸法を能取しない（何故なら）それらを相として見ないからである。般若によって観察する，すべてを知覚することなしに //30//

(忍の下位)色などの無自性性、それは非存在を自性とする。(中位)それらの不生、不出離、清淨。(上位)それらの無相性である //31//

その相に依止しないから無勝解、無想。(世第一法の下位)三昧とその作用。(中位)授記、慢心の滅。//32//

(世第一法の上位)三者の相互に一自性。三昧の無分別。以上、下・中・上の順決択分である //33//⁴³⁾

(四種)順決択分の所縁と行相と因の殊勝性と、下・中・上の区別とを述べ了った。

攝持 (saṃparigraha) は後に述べるであろうから、今は(四種)分別との関連 (saṃprayoga) を述べよう。そのうち、見道の所対治分は四種の分別である。どの様にかというと、所取分別が二種、即ち事物一般 (vastumātra) に依る(それ)と(その)能対治に依る(それ)とである。“mātra” という表現は特殊を排除するためである。能取分別が二種、即ち実有としての補特伽羅を依持とする(それ)と施設有としての補特伽羅を依持とする(それ)である。そのうち、第一(煖)と第二(頂)の順決択分には順次に二種の所取分別が(配せられる。第三(忍)と第四(世第一法)には、二種の能取分別が(配せられる。何故なら、分別の特相に関する意味が、「須菩提よ、善哉、善哉。丁度汝を私が無諍住の人々のうちの第一であると指摘したその様に(汝が)説くことは。⁽⁴⁴⁾」と説かれる。彼が無諍住の徳を持っていることは、自他に依持した分別の生起を滅することに善巧であるから素晴らしいのであり、それについて知らしめるためである。

そのうち、第一の所取分別は九種であり、

(1) 無明によって如実でないものに執着することから、無明分別 (avidyā-vikalpa) がある、「舍利子よ、それら諸法は凡夫異生達の執着のまゝに諸法が存在するのではない。(執着されて)あるのではないあり方で存在する、(従って)この様に存在していない (avidyamāna), (p. 66) それ故に “avidyā” と

いわれる。⁽⁴⁵⁾」と説かれている。

(2) 色等の蘊の分別 (rūpādiskandha-vo) は、「舍利子よ、色は内空の故に存在しない。……⁽⁴⁶⁾」と説かれる。

(3) 名色に対する執着の分別 (nāmarupābhiniveśa-vo) は、「そのうち、凡夫達は無明と渴愛とに執着して、両辺を知らず見ない、諸法はその様には存在していないのに、彼等は(それら)諸法を分別して(その)名色に執着する。⁽⁴⁷⁾」と説かれる。

(4) 二辺に対する執着の分別 (antadvayasakti-vo) は、「(彼等は諸法に執着して、存在しない二辺を分別する。)彼等は色を知らず見ない」、乃至、「従って、凡夫という数に数えられる。⁽⁴⁸⁾」と(説かれる)。

(5) 雑染と清浄に無知なる分別 (saṃkleśavyavadānājñāna-vo) は、「彼等は無明と渴愛の縁を知らず見ない。何を知らず見ないのかという、色が(煩惱に)汚されているということ知らず見ない。同様に、色が清浄であるということ知らず見ない。」また、「彼等は欲界より出離しない」、乃至、「声聞、独覚の法より出離しない。⁽⁴⁹⁾」とまでに(説かれている)

(6) 聖道に住しない分別 (āryamārgāpratiṣṭhāna-vo) は、「彼等は信じない。色が色として空であると信じない」、乃至、「菩提が菩提として空であると信じない。」また、「彼等は住しない。般若波羅蜜に住しない。」乃至、「仏の不共法に住しない。⁽⁵⁰⁾」と(説かれている)。

(7) 知覚の分別 (upalambha-vo) は、「舍利子よ、菩薩摩訶薩は(般若波羅蜜を行ずる時に)般若波羅蜜を知覚しない、見ない、とこの様に学ぶならば、彼等は一切相智性を知覚しないあり方で出離する……⁽⁵¹⁾」と(説かれる)。

(8) 我などの分別 (ātmādi-vo) は、「舍利子よ、我を知覚せず見ない、(それが)極清浄であるから。」、乃至、「同様に一切相智性を……⁽⁵²⁾」と(説かれる)。

(9) 清浄に関する生起などの分別 (viśuddhāv uṣṭādādi-vo) は、「舍利子よ、清浄は不生、不成、不現行である。⁽⁵³⁾」と(説かれる)。

第一所取分別を説き了った。

第二、清淨一般を境とする（所取分別）を述べよう。これは清淨分のみの蘊・処・界・縁起などの区別によって九種となる。(p. 67) そのうち、

(1) 堆積の対象の分別 (rāśyārtha-vo) は、「彼は善巧方便を持たずに色を分別し執着する」、乃至、「識を分別し執着する。⁽⁵⁴⁾」と説かれる。堆積の対象とは蘊として対象であるからである。

(2) 生起門の対象の分別 (āyadvārārtha-vo) は、「眼を分別し執着する」、乃至、同様に「意を」、 「色を分別し執着する」、乃至、同様に「諸法を（分別し執着する）⁽⁵⁵⁾」とまでに説かれている。生起門の対象とは処としての対象であるからである。

(3) 種姓の対象の分別 (gotrārtha-vo) は、「眼・色・眼識（など）の（十八）界を分別し執着する。……⁽⁵⁶⁾」と説かれる。種子の対象 (bijārtha) は界としての対象に他ならないからである。

(4) 出生の対象の分別 (utpādārtha-vo) は、「無明を分別し執着する」、乃至、同様に「老死を（分別し執着する）⁽⁵⁷⁾」と説かれる。未出生のものから顕現する対象が出生の対象であるからである。

(5) 空性の対象の分別 (śūnyatārtha-vo) は、「彼は内空を」、乃至、「無自性空を分別し執着する。⁽⁵⁸⁾」とまでに説かれる。唯単に非存在であることは（悪）見の所作の能対治分として相応しくないからである。

(6) 波羅蜜の対象の分別 (pāramitārtha-vo) は、「六波羅蜜を分別し執着する⁽⁵⁹⁾」と説かれる。唯単に実体がない (avastu) ことは自利利他の完成の彼岸に渡ることがないからである。

(7) 見道の分別 (darśanamārga-vo) は、「三十七菩提分法を分別し執着する。⁽⁶⁰⁾」と説かれる。有（なるもの）の忍と知の諸刹那は離繫 (visamyoga) に力を発揮するからである。

(8) 修道の分別 (bhāvanāmārga-vo) は、「彼は禪定と神通と無量と無色定を

分別し執着する。⁽⁶¹⁾」と説かれる。

(9) 無学道の分別 (aśaikṣamārga-vo) は、「彼は如来の十力を」、乃至、「一切相智性を分別し執着する。⁽⁶²⁾」と説かれる。目的達成の依り処として学 (処) の完成を限界とすべきであるからである。

第二所取分別を述べ了った。

実体としての補特伽羅に依止する第一能取分別を述べよう。それは九種となるが、

(1) 自立的な我の分別 (savatantrātma-vo) は、「舍利子よ、我を知覚しない、有情、命、補特伽羅を知覚しない。…」と、また「それは何故かという、畢竟清浄の故に⁽⁶³⁾、我は存在せず知覚されない。⁽⁶⁴⁾」と説かれる。量の考察はその (我) の (p. 68) 能対治であるからである。

(2) 単一の我の分別 (ekātma-vo) は、「舍利子よ、色を知覚しない」、乃至、「識を知覚しない。⁽⁶⁵⁾」と説かれる。蘊としての対象はその (我一我) の能対治であるからである。

(3) 作因としての我の分別 (kāraṇātma-vo) は、「舍利子よ、眼を知覚しない」、同様に意までを、また、「色を知覚しない」、乃至、「諸法を知覚しない。⁽⁶⁶⁾」と説かれる。処としての対象はその (作因) の我の能対治であるからである。

(4) 見る主体などの我の分別 (draṣṭādyātma-vo) は、「舍利子よ、眼と色と (眼) 識を知覚しない」、乃至、「意と法と意識を知覚しない⁽⁶⁷⁾」と説かれる。界としての対象がその (見る主体) の能対治であるからである。

(5) 雑染の依持たる我の分別 (saṃkleśādhārātma-vo) は、「舍利子よ、縁起を知覚しない」、乃至、「無色界を知覚しない。⁽⁶⁸⁾」と説かれる。縁起としての対象がその (雑染の依持) の能対治であるからである。

(6) 離欲の依持たる我の分別 (vairāgyādhārātma-vo) は、「初禪を知覚しない」、乃至、「無色定を知覚しない。⁽⁶⁹⁾」と説かれる。(四) 禪と (四) 無色の諸支を所縁とすることを越えた離欲としての対象がその (我) の能対治であるか

らである。

(7) 見の依持たる我の分別 (darśanādhārātma-vo) は、「(四) 聖諦を知覚しない。(70)」と説かれる。(聖) 諦を見ることとしての対象がその能対治であるからである。

(8) 修の依持たる我の分別 (bhāvanādhārātma-vo) は「八解脱と九次第定を知覚しない。(71)」と説かれる。身証 (kāyasākṣin) の者達にとって修としての対象がその能対治であるからである。

(9) 目的達成の依持たる我の分別 (kṛtārthatādhārātma-vo) は、「十力を知覚しない」、乃至、「一切相智性を知覚しない。どの様に知覚しないのか。我としてである。それは何故か。我が極清浄であるからである。(72)」と説かれ、(このことがこれまで述べた) すべての場合に云われるべきである。

実体としての補特伽羅に依止した第一能取分別を述べた。

施設された人に依止した第二能取分別を述べよう。それを説明する (upanyāsa) ために、「世尊よ、誰かが尋ねるでもありません：“一体、この幻人は般若波羅蜜を学んでから、一切相智性を随得するのでしょうか”，と。…(73)」と説かれている。それは九種である：

(1) 施設された蘊の分別 (skandhaprajñapti-vo) は、「須菩提よ、汝はどの様に考えるか、色と幻とは別であると」、乃至、「識と幻とは別であると考えるか。世尊よ、そうではありません。(74)」と説かれる。色などは非実体のものとして、堆積としての対象ではないからである。

(2) 施設された処の分別 (āyatanaprajñapti-vo) は、(p. 69) 「須菩提よ、汝はどの様に考えるか、眼と幻とは別であると考えるか」、乃至、「意と幻とが別である」、乃至、「法と幻とが別であると考えるか。世尊よ、そうではありません。(75)」と説かれる。眼などが非実体として、生起の門としての対象ではないからである。

(3) 施設された界の分別 (dhātuprajñapti-vo) は、「須菩提よ、汝はどの様に

考えるか、眼と色と眼識とが幻と別であると考えるか。…⁽⁷⁶⁾」と説かれる。それらは非実体として、種姓としての対象ではないからである。

(4) 施設された縁起の分別 (pratityasamutpādaprajñapti-vo) は、「須菩提よ、汝はどの様に考えるか、縁起と幻とが別であると考えるか。…⁽⁷⁷⁾」と説かれる。無明などは、個別と総体との諸縁において自性空性であるから、出生としての対象ではないからである。

(5) 施設された清浄の分別 (vyavadānaprajñapti-vo) は、「須菩提よ、汝はどの様に考えるか、三十七菩提分法と幻とが別であると考えるか。…⁽⁷⁸⁾」と説かれる。それらは筏 (kola) の譬喩によって、畢竟 (永久的) のものではないからである。

(6) 施設された見道の分別 (darśanamārgaprajñapti-vo) は、「須菩提よ、汝はどの様に考えるか、空・無相・無願と幻とが別であると考えるか。⁽⁷⁹⁾」と説かれる。それらは所対治分と能対治分との集まりにすぎないから自性として円満していないからである。

(7) 施設された修道の分別 (bhāvanāmārgaprajñapti-vo) は、「須菩提よ、汝はどの様に考えるか、禪・無色の諸定と幻とが別であると考えるか。…⁽⁸⁰⁾」と説かれる。それらは支分と所縁との超越によって実体のないものであるからである。

(8) 施設された勝進道の分別 (viśeṣamārgaprajñapti-vo) は、「須菩提よ、汝はどの様に考えるか、一切空性と幻とが別であると考えるか。⁽⁸¹⁾」と説かれる。それらは空性として妄分別されたものとして空であるからである。

(9) 施設された無学道の分別 (āśaikṣamārgaprajñapti-vo) は、「須菩提よ、汝はどの様に考えるか、十力と」、乃至、「一切相智性と幻とが別であると考えるか。⁽⁸²⁾」と説かれる。それらは幻を自性とするから、人 (puruṣa) として施設される因相ではないからである。諸蘊が幻と相互に (同一) 自性であると認めることによって、また、幻が生・滅などの否定の門より如何なるものも一切相

智性への出離を知覚するあり方としてはそれへの出離があるとは認められないことによって、また、幻人としてまさに学ぶべしとの確定（印可）を知らせることによって、また、「須菩提よ、汝はどの様に考えるか、これらの五取蘊に対して菩薩という想、名、施設、言説があると考えるか。⁽⁸³⁾」と蘊などに対して“菩薩”という施設（をなすこと）を否定することによって、また「世尊よ、(p. 70) 実に幻人は」、蘊などを夢・こだま・烽堆・映像・化幻の比喩によって非存在の自性としての比喩の対象を棄捨することによって、また、「世尊よ、実に如幻の色は」、乃至、内空によって諸蘊を知覚しないから比喩の対象として適合しないということにより、心が倦退も驚怖もしないなどによって、「一切智性に出離し、道智性に出離し、一切相智性を随得するであろう。⁽⁸⁴⁾」と（説かれる）。事物の相を把えるのが想 (saṃjñā) である。事物を伴って“私”を知るのが名 (samajñā) である、例えば、自分が眼で色を見るなどである。所知・能知、所取・能取の形態への執着を識らしめるのが施設 (prajñapti) である。種々の、他が捉えたものと捉えないものとの結びつきを表現するのが言説 (vyavahāra) である、例えば世間においてこれはティラカ樹、これはヤーバカ（大麦パン）、これは水、これはアジャラですという様にてある。「退没しない (nāvaliyate)、畏縮しない (na saṃliiyate)、後悔することがない (na vipratīṣārī bhavati)⁽⁸⁵⁾」のこれら三句の説明句は、順次に驚かない (nottrasyati)、驚怖しない (na saṃtrasyati)、驚愕しない (na saṃtrāsāpadyate) の三句であると知るべきである。そのうち、場所を外れていることへの怖れが“uttrāsa”，誤った道の如し。それが無いから“nāvaliyate”。連続的な怖れが“saṃtrāsa”。起った（怖れ）を取り除いていないからで、それが無いから“na saṃliiyate”。驚愕へと定んで進むことが“saṃtrāsāpatti”である、それが無いから“na vipratīṣārī bhavati”。そこで、第一所取分別にすべての事物に関わるものであるが、第二は清浄な事物に関わるもののみである、これが両所取分別の相違である。この様にして、（次の様に）云われる：第一の所取分別は第二のそれで

もあるということが先の句にも（結びつく）。先ず最初のものが第二のそれでもある、即ち例えば第一所取分別はすべての事物に関するものである様にある。第二であっても、第一ではない、即ち例えば清浄のみに依止した第二所取分別の様にある。結びつきの相違を述べた⁽⁸⁶⁾。如述の分別の区別に関して、中間の二偈が述べられる：

所取分別は事物とその能対治とに基づいて二種である。愚痴と堆積などの区別によりそれらは各々九種である //34//

(p. 71) 能取分別は実体と施設とに依止したしものとして二種あると認められる。自立的な我等の性質により、また蘊などに依止して、同様に（九種）である //35//⁽⁸⁷⁾

そこで、善巧方便と善友とは饒益の相違である。そのうち、善巧方便に関して「心の不退没、不驚怖などの因より⁽⁸⁸⁾」、乃至、色などの蘊について各々、非常・苦・無我・寂靜・遠離・空・無相・無願をもって、一切相智性と相応する作意により観察することとそれらの無知覚によって、まさにそれらについて、一切相智性と相応する作意による非常などの法を説く布施波羅蜜、まさにそれらについて非常などの作意により捉われることがない (aparāmrṣṭi) 戒波羅蜜、同様に地界などについて六つの非常などの忍と喜樂を觀察する忍波羅蜜、蘊などについて非常などの觀察と無知覚を伴った一切相智性に相応する作意を失うことがない精進波羅蜜、小乘に相応する作意に余地を与えない禪定波羅蜜、蘊などより不共（仏法）に至るまで、それらの空性をもってその空性の遮遣によって、また、それらとそれらの空性とが相互に同一性質であることを随知する般若波羅蜜、一切相智性と相応する作意を離れ、波羅蜜、乃至、不共（仏法）を修習し、それらを知覚する慢心による驚怖 (uttrāsa) などによって、善巧方便のないことを説いて⁽⁸⁹⁾（その逆の）善巧方便の殊勝性が説かれる。善巧方便を説き了った。

善友による饒益は「蘊など」乃至「不共（法）を非常などとして知覚しない

ことを説き、自己の善根を無上 (p. 72) 正等菩提に廻向する者達が善友であるとして、また、諸波羅蜜を離れさせるために詩人の造る詩などを語ることによって、また、仏の姿をとって近づき、“汝にとって般若波羅蜜が何になるのか”などの自分の行為と声聞（独覺）乘と相応する諸経などと、“汝には如何なる菩提心もない”などの欺瞞を説く、また、眼などの処、乃至、「不共仏法が、我・我所として空であるならば、無上正等菩提の現等覚が何になろうか。」という、また、同様にこゝで法を欺いて説く説法者としての魔の所説を独覺・和尚・阿闍梨・同梵行者の姿をもって説かれるところと、乃至、“これらは魔業である”と（菩薩に）説かないでろう、これも悪友であると知って、彼は捨て去るべきである、と悪友の特相を述べることにより⁽⁹⁰⁾、善友の殊勝の意味が（説かれている）。饒益に関する中間の偈に説かれる：

心の不退没など、無自性などを説示する、あらゆる場合にその能対治を捨てる事が饒益である //36//⁽⁹¹⁾

順決択分 (nirvedhabhāgīya) という場合に、観察するから vedha、無分別に観察するのが nirvedha である。四種の所取・能取分別の区別の対治があって見道がある。その（見道）一分をもたらずものとして役立つから nirvedhabhāgīya である⁽⁹²⁾。順決択分を説き了った。

注

- (1) ālambanata ākārād dhetutvāt samparigrahāt/catur-vikalpa-samyogaṃ yathāsvaṃ bhajatāṃ satāṃ, //25//
śrāvakebhyaḥ sa-khaḍgebhyaḥ bodhisattvasya tāyinaḥ/mṛdu-madhyādhi-mātrānām uṣmādīnāṃ viśiṣṭatā //26//
(H. AMANO: A STUDY ON THE ABHISAMAYA-ALAMKĀRA-KĀRI = KĀ-ŚĀSTRA-VṚTTI, p. 34).
- (2) Dutt, p. 119, l. 12~ , D124b⁷~125a³, P 141b⁴~ 141b⁸ (大正 44a~, D120b⁷, P 121b⁸).
- (3) Dutt, p. 119, l. 19, D 125a⁴, P 141b⁸~ (大正 44a, D 121a⁵, P 122a⁶~).
- (4) Dutt, p. 122, ll. 4-8, D. 127b⁴, P 144b⁵, (大正 45a, D 124a⁶, P 125 a⁴~).
- (5) Dutt, p. 120, l. 5~ , D 125a⁷, P142a⁵~ (大正 44a, D 121a⁷, P 122a⁷~).

- (6) Dutt, p. 120 l. 13~ , D 125b⁶, P 142a (大正 44a, D 121b⁵, P 122b⁵⁻⁶).
- (7) Dutt, p. 120, l. 13, D 125b⁵, P 142 b³. (大正 44b, D 121b⁵, P 122b⁶).
- (8) Dutt, p. 121, l. 12, D 127a⁶, P144a⁶ (大正 44c, D 124a¹, P 124 b⁵).
- (9) Dutt, p. 121, l. 14, D 127a⁷, P 144a⁷ (大正 44c, D 124a⁴, P 124b⁸).
- (10) Dutt, p. 122, ll. 10-11, D 127b⁵, P 144b⁷ (大正 45a, D 124a⁷, P 125a⁶).
- (11) Dutt, p. 123, l. 12, D 129a¹⁻², P 146a⁴ (大正 45a, D 125b⁶⁻⁷, P 126 b⁶).
- (12) Dutt, p. 124, l. 6, D 129 a⁵, P 146a⁷ (大正 45b, D 126a⁵, P 127b²).
- (13) Dutt, p. 124, l. 15, D 129a⁸, P 149a⁸, (大正 46b, D 130b², P 131a¹).
- (14) Dutt, p. 126, l. 22, D 133a³⁻⁴, P 150b¹ (大正 46b, D 130 b³, P 131a⁵).
- (15) Pensa: abhedā°, P: khyad par med pa.
- (16) Dutt, p. 128, l. 3, D 133b⁸⁻, P 151a⁷ (大正 46c, D 131b⁵⁻⁶, P 132a⁷).
- (17) Dutt, p. 128, ll. 12-13, D 134b¹⁻², P 151b⁸ (大正 47a, D 132a⁵⁻⁶, P 133b¹).
- (18) Dutt, p. 131. l. 5, D 138b¹, P 156a² (大正 47C, D 136a, ⁵⁻⁶ P 136b⁴).
- (19) Dutt, p. 132, l. 3, D 141b¹⁻², P 159a⁵ (大正 47c, D 139b¹, P 139b⁸).
- (20) Dutt, p. 132, l. 4, D 141b², P 159a⁵⁻⁶ (大正 47c, D 139b², P 139b^{8-140a}).
- (21) Dutt, p. 132, l. 12, D 142a⁶⁻⁷, P 160a² (大正 47c, D 140a⁶⁻⁷, P 140b⁵).
- (22) Dutt, p. 133, l. 4, D 143a³, P 160b⁷ (大正 48a, D 141a⁵, P 141 b¹⁻³).
- (23) Dutt, p. 133, l. 9, D 143a⁷, P 161a³⁻⁴ (大正 48b, D 141b¹⁻, P 141b³⁻).
- (24) Dutt, p. 133, ll. 14-15, D 144a²⁻³, P 161b⁸ (大正 48b, D 142a⁶⁻⁷, P 142b¹).
- (25) Dutt, p. 135, ll. 11-12, D 145a¹⁻², P 162b⁷ (大正 48c, D 144b¹⁻³, P 144a⁸).
- (26) Bhadanta Vimuktasena (D No. 3788, 27a². P No. 5186, 32a¹⁻²) も Haribhadra (Wogihara ed. 『Alokā』 p. 52, ll. 10-11) も 同文の理由を引くが, “不信仰であつても”(vyutthitasyāpi) を, Bha. Vimuktasena のチベット語訳は“(muestegs pa dañ ḥbrel ba yin yañ) de lañs nas” と訳し, Haribhadra は “samādhēr vyutthitasyādhimokṣa-balenaiva...” と理解を変えて引用している。また Edgerton: BHS Dic., s.v.。
- (27) Dutt, p. 135, l. 14~ , D 145b⁶⁻⁷, P 163b⁴⁻⁵ (大正 49a, D 144b²⁻³, P 144a⁸).
- (28) Dutt, p. 136, l. 3, D 146a⁷, P 164b⁷⁻⁸ (大正 49a, D 145a⁶, P 145a⁴).
- (29) Dutt, p. 136, l. 16, D 147a³, P 165a³ (大正 49b, D 146a⁶⁻⁷, P 146a³).
- (30) Dutt, p. 137. l. 14, D 147b⁷, P 166a³ (大正 49b, D 147b³, P 147a⁶).
- (31) Dutt, p. 138, l. 1, D 148a⁴⁻⁵, P 166a⁶ (大正 49b, D 147b⁵, P 147b¹).
- (32) Dutt, p. 138. l. 11, D 148b⁵, P 166b⁶ (大正 49c, D 148a², P 147b⁶).
- (33) Dutt, p. 138, l. 12, D 148b⁶, P 166b⁸ (大正 49c, D 148a⁴, P 147b⁸).
- (34) Dutt, p. 138, l. 18, D 149a¹⁻², P 167a⁶ (大正 49c, D 148b²⁻, P 148a⁵).
- (35) Dutt, p. 140, l. 15. D 151b¹, P 171a¹ (大正 50b~c, D 149b⁶⁻⁷, P 149a⁷).
- (36) Dutt, p. 141, ll. 22~23, D 152b⁶, P 171b³ (大正 49c, D 152a²⁻³, P 151b⁸).
- (37) Dutt, p. 142, l. 2, D 153a¹, P 171b⁵ (大正 50c, D 152a³, P 152a¹).
- (38) Dutt, p. 142, l. 8, D 155a³, P 174a⁵ (大正 51a, D 152b¹ P 152b¹).

- (39) Dutt, p. 144, l. 15, D 155b¹, P 174b¹ (大正 51b, D 154b⁴⁻⁵, P 154b³).
- (40) Dutt, p. 144, ll. 19~22, D 155b²⁻³, P 174b⁴⁻⁵ (大正 51c, D 154b⁷, P 154b⁶).
- (41) Dutt, p. 145, ll. 3-5, D 155b⁴, P 174b⁸ (大正 51c, D 155a²⁻³, P 154b^{8-155a¹}).
- (42) Dutt, p. 145, ll. 10-15, D 155b^{7-156a¹}, P175a²⁻⁴ (大正 52a, D 155a⁵⁻⁶, P 155a⁴⁻⁵).
- (43) ālambanam anityādi satyādhāraṃ tad-ākṛtiḥ / niṣedho 'bhiniveśāder
hetur yāna-trayāptaye //27//
rūpādy-āya-vyayau viṣṭhāsthitiḥ prajñāpty-avācyate / rūpādāv asthitis
teṣāṃ tad-bhāvenāsvabhāvatā //28//
tayor mithaḥ svabhāvatvaṃ tad-anityādy-asamsthitiḥ/ tāsāṃ tad-bhāvā-
śūnyatvaṃ mithaḥ svābhāvyaṃ etayoḥ //29//
anudgraho yo dharmāṇāṃ tan nimittāsamiḥkṣaṇaṃ / parīkṣaṇaṃ ca
prajñāyāḥ sarvasyānupalambhataḥ //30//
rūpāder asvabhāvatvaṃ tad-abhāva-svabhāvatā / tad-ajātir aniryāṇaṃ
śuddhis tad animittatā //31//
tan-nimittānadhīṣṭhānānadhimuktir asaṃjñatā / samādhis tasya kāritraṃ
vyākṛtir mananākṣayaḥ //32//
mithas trikasya svābhāvyaṃ samādher avikalpanā / iti nirvedhabhāgiyaṃ
mṛdu-madhyādhimātrataḥ //33//
(AMANO, op. cit. pp. 36, 38, 40, 42).
- (44) Dutt, p. 145, l. 20, D 156a³, P 175a⁷ (大正 52a, D 155b², P 155a⁷⁻⁸).
- (45) Dutt, p. 147, l. 6, D 157a⁶⁻⁷, P 176b⁵ (大正 52b, D 156b⁴, P 156b³⁻⁵).
- (46) Dutt, p. 147, l. 9, D 157b¹, P 176b⁷ (大正 52b, D 156b⁶, P 156b⁶).
- (47) Dutt, p. 147, ll. 14-16, D 157b⁸⁻⁴, P 177a² (大正 52b, D 157a¹, P 156b⁸).
- (48) Dutt, p. 147, l. 19~p 148. l. 1, D 157b⁷, P 177a⁵⁻⁸ (大正 52b, D 157a⁵, P 157a²⁻⁴).
- (49) Dutt, p. 148, l. 6, D 158a³, P 177b³⁻⁴ (大正 52b, D 157a⁶, P 157a⁵⁻⁶).
- (50) Dutt, p. 148, l. 19, D 158a⁶, P 178b² (大正 52c, D 157b¹, P 157a⁸).
- (51) Dutt, p. 149, l. 7, D 159a⁵, P 179a¹ (大正 52b, D 158a⁷, P 158a⁸).
- (52) Dutt, p. 149, l. 9, D 159a⁷, P 179a⁴ (大正 52a, D 158b², P 158b¹).
- (53) Dutt, p. 149, l. 11, D 159b¹, P 179a⁵ (大正 52b, D 156b², P 156b¹).
- (54) Dutt, p. 149, l. 14, D 159b², P 179a⁶ (cf. 大正 52c, D 157b², P 157b⁶).
- (55) Dutt, p. 149, l. 15, D 159b³, P 179a⁷⁻⁸ (cf. 大正 52c, D 157b², P 157b⁶).
- (56) Dutt, p. 149, l. 15, D 159b³, P 179a^{8-b¹} (cf. 大正 52c, D 157b², P 157b⁶).
- (57) Dutt, p. 149, l. 18, D 159b⁴, P 179b² (cf. 大正 52c, D 157b³, P 157b⁶).
- (58) Dutt, p. 149, l. 19, D 159b⁵, P 179b³ (cf. 大正 52c, D 158a¹, P 157b⁷).
- (59) Dutt, p. 149, l. 20, D 159b⁶, P 179b⁴ (大正 52c, D 157b⁷, P 157b⁶⁻⁷).
- (60) Dutt, p. 149, l. 21, D 159b⁶, P 179b⁴⁻⁵ (cf. 大正 52c, D 158a¹, P 157b⁸).

- (61) Dutt, p. 149, l. 22, D 159b⁷, P 179b⁵⁻⁶ (cf. 大正 52c, D 158a², P 157b⁸-158a¹).
- (62) Dutt, p. 149, l. 23, D 159b⁷-160a¹, P 179b⁶⁻⁷ (大正 52c, D 158a⁴, P 157b⁸).
- (63) Skt. atyantatayā, Tib.: sin tu rnam par dag paḥi phyir, Ch. 畢竟淨故。
- (64) Dutt, p. 150, l. 3, D 160a¹⁻², P 179b⁸ (大正 52a, D 156a¹, P 155b⁸-156a¹).
- (65) Dutt, p. 150, l. 6, D 160a³, P 180a² (cf 大正 52a, D 156a², P 156a¹).
- (66) Dutt, p. 150, l. 7, D 160a⁴, P 180a³ (cf 大正 52a, D 156a², P 156a¹).
- (67) Dutt, p. 150, l. 9, D 160a⁵, P 180a⁴ (cf 大正 52a, D 156a², P 156a¹).
- (68) Dutt, p. 150, l. 10, D 160a⁶, P 180a⁵ (大正 52a, D 156a³, P 156a³).
- (69) Dutt, p. 150, ll. 10-11, D 160a⁶, P 180a⁶ (cf. 大正 52a, D 156a⁵, P 156a⁴).
- (70) Dutt, p. 150, l. 11, D 160a⁷, P 180a⁷⁻⁸ (大正 52a, D 156a³, P 156a⁴).
- (71) Dutt, p. 150, l. 12, D 160a⁷, P 180a⁷⁻⁸ (cf. 大正 52b, D 156a⁵, P 156a⁴⁻⁵).
- (72) Dutt, p. 150, ll. 13-15, D 160b¹, P 180a⁸-b¹ (cf. 大正 52b, D 156b¹, P 156a⁸).
- (73) Dutt, p. 150, ll. 17-18, D 160b²⁻³, P 180b² (大正 53a-b, D 158b⁵⁻⁶, P 158b⁵⁻⁶).
- (74) Dutt, p. 151, ll. 6-7, D 160b⁷, P 180b⁸-181a¹ (大正 53b, D 159a³, P 159a²).
- (75) Dutt, p. 151, l. 8~, D 161a¹⁻², P 181a^{2~} (大正 53c, D 159a⁴⁻⁵, P 159a⁴).
- (76) Dutt, p. 151, l. 13~, D 161a³, P 181a^{4~} (大正 53b, D 159a⁵, P 159a⁴⁻⁵).
- (77) Dutt, p. 152, l. 3, D 161b⁶, P 182a^{1~} (cf 大正 53b, D 159b², P 159b²).
- (78) Dutt, p. 152, l. 7, D 162a⁶, P 182b², (cf 大正 53b, D 159b²⁻³, P 159b²).
- (79) Dutt, p. 152, l. 6, D 162a⁷, P 182b³⁻⁴, (cf 大正 53b, D 159b³, P 159b³).
- (80) Dutt, p. 152, l. 11, D 162b¹, P 182b⁵⁻⁶, (cf 大正 53b, D 159b³, P 159b³).
- (81) Dutt, p. 152, l. 13, D 162b³, P 182b⁷, (cf 大正 53b, D 159b³, P 159b³).
- (82) Dutt, p. 152, l. 15, D 162b^{4~}, P 182b⁸ (cf. 大正 53b, D 159b³, P 159b³).
- (83) Dutt, p. 153, l. 11, D 163b⁶, P 184a⁴, (cf. 大正 53c, D 161a¹⁻², P 160b^{8~}).
- (84) Dutt, p. 154, l. 5, D 164b⁶, P 185a⁶⁻⁷, (cf 大正 53c, D 161b², P 161b²).
- (85) Dutt, p. 154, l. 11, D 165a¹, P 185b¹ (大正 54a, D 162b⁴, P 162b⁴).
- (86) 「Nirvedha-bhāgiya について」. 『印仏研』20-2, 昭47.3, pp.48-50, 参照。
- (87) dvaividhyaṃ grāhya-kalpasya vastu-tat-pratipakṣataḥ/moha-rāśy-ādi-bhedena pratyekaṃ navadhā tu saḥ //34//
dravya-prajñāpty-adhiṣṭhāno dvidvidho grāhako mataḥ /svatantrātmādi-rūpeṇa skandhādy-āśrayatas tathā //35//
(AMANO, op. cit. pp. 44, 46).
- (88) Dutt, p. 154, ll. 22~23, D 165a², P 185b³⁻⁵ (大正 54a, D 162b^{4~}, P 162b⁴).
- (89) Dutt, p. 156, l. 2, D 167b⁵, P 188b⁵ (大正 55a, D 166b⁵, P 166b⁵).
- (90) Dutt, p. 160, l. 13, D 175b⁵⁻⁶, P 197b⁵ (大正 56c, D178b⁵, P 179a²).
- (91) cittānavalīnatvādi-naiḥśvābhāvyaḥ / tad-vipakṣa-parityāgaḥ sarvathā samparigrahaḥ //36//

(AMANO. op. cit. p. 48).

- (92) See, [nirvedhabhāgīyānīti ko'rthaḥ/vidha vibhāge/niscito vedho nirvedhaḥ āryamārgas tena vicikitsā prahāṇāt satyānām ca vibhajanād idaṃ duḥkhamayaṃ yāvat mārga iti/tasya bhāgo darśanamārgaikadeśaḥ/tasyāvāhakatvena hitatvān nirvedhabhāgīyāni/](P. Pradhan, ed. Abhidharmakosha-bhāṣya of Vasubandhu, Patna, 1967, p. 346, ll. 2-5; S. D. Shastri, ed. p. 914, ll. 7-10).

Ārya-Vimuktasena: “Abhisamayālamkāra-Vṛtti” (IV)

Hirofumi ISODA

The translation, succeeding to Ārya-Vimuktasena: Abhisamayālamkāra Vṛtti (III) (Bunka, 45, 3.4), follows L'ABHISAMAYĀLAMKĀRA VṚTTI DI ĀRYA-VIMUKTISENA (primo abhisamaya, ed. C. Pensa; p 53, l. 7–p. 72, 119) and the corresponding readings of the Tibetan version (D No. 3786, P No. 5185).

In the passages quoted from *Pañcaviṃśatisāhasrikā Prajñāpāramitāsūtra*, I have consulted the text (the *Pañcaviṃśatisāhasrikā Prajñāpāramitā* ed. N. Dutt, 1934, p 119, l. 11 p 160, l. 14) and the corresponding readings of the Tibetan version (D No. 3790, P No. 5188), besides, the readings of various Chinese versions (大正 Nos. 220 第二会, 221~23) as an representing older text.